

“PRACTICE” についての法源論的考察 (1)

：リモートセンシングの国際法的規制を巡って：

米田富太郎*

目 次

1. はじめに：問題の所在
2. リモートセンシングの法・政治的な意味と国際的法規制の実態
 - 1：リモートセンシングの法・政治的な意味
 - 2：現行の国際的法規制の実態
 - 3：小括＝力の法的擬装（以上、本号）。
3. 国際法の法源論の変容とプラクティス（以下、9巻1号）
 - 1：国際法における PR の位置役割
 - 2：PR の〈負の機能〉の論理と効果
 - 3：小括＝PR のあるべき方向性：〈正の機能〉へ
4. 結論＝“法源論の運動化”には、何が必要か

1. はじめに：問題の所在

近現代の国際法学の歴史を貫く問題のひとつに、国際法は、どのように創造されるのか・されるべきなのかという問題がある。これは、何が国際法なのかという問題にもつながっている¹⁾。これらの問題についての研究分野が、国際法の法源論である。したがって、この研究は、近現代国際法学の歴史そのものに深く結びついている。

さて、どのような理論であっても、所与の歴史的条件の変化によって、変容を迫られる

のは当たり前である。法源論も、現代というひとつの歴史的変化にその変容を余儀なくされている。しかし、ノーベル化学賞の受賞者であったスワンテ・アーレニウスの顰に倣えば、人類史における19世紀から現在までの200年間は、劇的変化の歴史だといえる²⁾。したがって、法源論もこの劇的変化の波に洗われ、劇的な変化を余儀なくされていると考えなければならない。そのひとつの劇的変化として、法源論も、“多様な国際法規範を条約化する理論の運動論”³⁾として変容が迫られている。たとえば、UN憲章の国際法の法典化と漸進的発展の進展に、法源論は、積極的な役割を果たして来ただろうか⁴⁾。現代において法源論の変容は、大きな効果を与えるに違いない。

“法源理論の運動化”としての変容とは、どのようなことをいうのだろうか。それは、“多様な規制の程度と種類をもった国際法的規範の乱立”という現実に立って、これらを、より強い拘束性をもった国際法規範に移行させることだとしていたい。簡単にいえば、条約化、それも、多数国間条約（Multi National Treaty = MNT）の制定を実現する理論を作ることだと断定したい。たしかに、現実の世界を、国際社会また国際システムと掌握してでもあれ、国際法の条約化は、困難である。こ

*本大学社会システム研究所客員教授

れを実行に移す試みはもとより、望むことすら“風車への突撃”⁵⁾として冷笑の対象にされかねない。グローバリゼーションの進行の下で、実質的法源の“源泉”⁶⁾が増大し、多様な国際法的規範の生成が奨励かつ実現されている。これは、現実の正直な反映である。事実、何等かの一元化を目指すことよりも、多様化が肯定される時代である。しかし、こうした多様化が肯定また推進される時代の中で、国際法がその抑制の対象にしてきた“政治的な力”⁷⁾が、巧妙に解放されてきている。法と政治との境界の曖昧さが増し、国際法の規範性の劣化は著しいものになっているのも事実である。

こうした状況の下で、間断なく出現する新しい事象に対する法創造を、誰がリーダーシップをとり行うか。誰が、いかなる方法で、これを行うか。また、これが、誰にとって有利な国際法が作り上げようとするのかという問題関心で法源論が展開される意義がある。それぞれに、“誰”と言う言葉を使ったのには理由がある。それは、国際法の新しい創造が、大国によって主導されてきたことを指摘したかったからである。国際法の創造に大国の政治的な力が大きく作用したからである。また、国際法の創造が、大国の利益実現のためのひとつの手法になっていたからである。法源論として、これらを批判的に捉える必要がある。“法源論の運動化”という関心は、こうした批判がもたらしたものである。

この問題関心は、近現代における国際法と国際法学のあり方やその働きの全体を批判的に捉えようとすることに根ざしている。すなわち、それは、19世紀に堰を解かれたように奔流し始めたヨーロッパ列強の帝国主義的な世界進出である。実際に、多様な法文化との接触と衝突が、ヨーロッパ公法を国際法として再創造する必要を生じさせた。そして、

さらに、この帝国主義的世界進出が、国際法の規制対象とされるべき新しい事態や事象を噴出させたからである⁸⁾。これらは、新しい国際法の創造とそのための理論の構築を刺激することになった。何が、国際法規範の対象にされるべきか。これを、どのようにして、どのような国際法規範として創造するか。19世紀の前期資本主義の力学に沿って行動したヨーロッパ列強は、この問題関心を使喉させながら行動した。そして、この使喉は、結果として新しい国際法の創造と理論の構築を刺激することになった。法源論は、“国際法理論のTreeの幹”⁹⁾になっていた。

当時、法源論に要請されたことは何か。それは、自然法に代わって国際社会全体に一般的に個別的に妥当する実定法規を確立することである。また、そのための理論を作ることである。この要請に答えた理論の完成期において、ローターパクトが、国際法の法源を“法の泉”¹⁰⁾としたのは、極めて意味ある指摘といわざるをえない。なぜなら、当時の国際法学にとっても、国際社会の変化という“泉”から湧き出る国際法創造の要請は、回避できることではなかったからである。特に、条約化は、途は遠くても目標としなければならぬそれであった。しかも、条約化は、現実の国際政治のダイナミズムとの闘いの中で模索されなければならなかった。国際法の法源論が“運動の理論”だということは、新しい国際法の創造や発展のために、現実と闘わなければならないからである。

国際法学の法源論が、国際社会の変化に対する国際法の創造とその発展に関する運動の理論だとしよう。大沼保昭がその高名なテキストにおいて指摘したことは、法源論研究の方法論にとって有意義である。国際法学研究のひとつの方法として“諸々の観念について、如何なる条件の下でイデオロギーとして

機能し、如何なる場合に拘束的規範として機能したかという具体的事例の探求が国際法学の課題として登場するだろう”¹¹⁾。この指摘は、法源論研究は、現実の変化との“闘争という運動の場”で展開されなければならないということである。

この小論で対象にする“Practice”(PR)という国家行為¹²⁾は、それ自体、国際法の法源、すなわち“法の泉”のひとつである。PRは、多様な規範内容と種類の国際法規範を創造しているからである。しかし、PRの存在意義は、これが“より客観的な拘束性をもった国際法規範の形成を指向する=条約化”という点にある¹³⁾。実際、PRによって創造された多様な規範内容と種類の国際法的規範は、強い法的拘束性をもっていない。これらの類の規範は、この拘束性の段階で放置されておかれるべきではない。特に、規制の対象が、国際社会の全体的利益に大きく関係すればするほど、より早急に規範性の強化が実現されなければならない。濫用が法の名の下に行われる可能性が大きいばかりでなく、十分に濫用されている現実がある。現代においても、PRは、多様な規範内容と種類の国際法的規範を創造している。これらの中からいくつかの重要な国際法的規範を選択して、その条約化の意義と可能性を検討するのが、この小論の目的である。

この小論は、対象として、国際法的規範としての“リモートセンシングに関する法原則宣言”(PPRS)¹⁴⁾と国際法的規範と見なされるべき米国の関連国内法である1984年の陸域リモートセンシング商業化法と1992年の同法改正“リモートセンシング政策法”・1994年の大統領命令・2003年の新国家宇宙政策(それぞれ、USLA1984/1992・1994PDD23・2003NNSP)¹⁵⁾を取上げる。この国際法的規範による規制には、“条約化”

への指向性が見られないこと。また、そこには、サボタージュが見られること。したがって、この指向性が回復され、サボオタージュが排除されなければならないことを、法源論研究のあり方を模索する視点から検討するものである。

簡単に議論全体の筋立てを示しておこう。問題関心の所在に続いて、第1に、本問題検討の対象素材とするリモートセンシング(RS)の概要を説明する。後に、その法・政治的意味を明らかにし、検討すべき問題を特定する。第2に、この法・政治的意味の把握から提起された問題を、筆者がPRと捉える先の二つの素材である1986年のPPRSと米国の国内法である1984年の“陸域リモートセンシング商業化法”・1992年の同法改正である“リモートセンシング政策法”・1994年の“大統領命令”・2003年のその改正政策から指摘し、ここから、<PRの負の利用>の現実を明らかにする。第3に、RSの実態に見られる<PRの負の利用>(PRの規範指向性の回避)の論理を明らかにしながら、そこにある課題を、<PRの正の利用>(PRの規範指向への転舵)とし、その必要の論理を明らかにする。最後に、結論として、現代国際法の法源論に欠如するものが、法から力の要素を脱色することの理論の未成熟にあるとして、その克復のひとつの方法として、エンギッシュの“往復の視線”理論¹⁶⁾の発展の必要について検討する。

2. リモートセンシングの法・政治的意味と法規制

2-1: リモートセンシングの法・政治的な意味

RSとは何か。その内容は、科学や工学の

分野から正確な説明がなされている。したがって、これらの説明を理解すれば正しく理解できると思うであろう。しかし、そもそも正確な知識を得ることはできない。なぜなら、PSを正しく理解しようとするればすべからず、ますます多くの疑問が出て来るからである。そして、到底、正確な知識をえることは断念せざるえなくなる。つまり、ある線を越えると類推とか憶測に頼る以外ないからである。ちょうど、高度の機密保持が求められる兵器の性能細目を理解しようとする際のあの限界である¹⁷⁾。したがって、この現実を無視してその飽くなき追究を行うのは生産的ではない。

この小論で重要なことは、こうした“知識の霧”が果たす効果についての検討である。RSを運用している国家は、多様なデータを公開しているが、それは戦略的観点からのものが大半である。戦略的に必要ならば、事実を公開する。反対ならば、公開しないか、“編集”したものを公開する。RSについての“事実神話”を煽りながら、これを操作的に利用する。このことこそ、RSが地球上の情報を精密に収集する能力と同等の能力として、運用国に大きなメリットをもたらす。たとえば、RSに関するある初歩的解説書に示唆的な事が書かれていた。“人工衛星で取得されたりモートセンシングデータのうち、これまで使われたのは1パーセントに過ぎないとされている。……しかし、観測されたデータは使われることのないまま保管庫で眠っているらしい”¹⁸⁾。もし、このような使われ方は実態だとしたら、なぜ、宇宙大国は利用しない資料を収集するのだろうか。その1%の利用資料とはどのような資料なのだろうか。1%とは確かなのか。また、なぜ、この程度の利用のために膨大な予算や資源を投下したり、外国のRSに神経を尖らすのだ

ろうか。なぜ、資料の公開や配分に区別や基準をつけたりするのだろうか。なぜ、RSの能力や運用に対する正確な情報が完全に公表されないのだろうか。こうした疑問は、RSの神話作りに繋がって、その神話が一人歩きして、RSを見えなくしている。ここに多様な類推や憶測が生まれ、RSを運用する側の情報操作という構図が出来上がってくる。RSには、データ収集とその利用のほかに、“性能神話と運用秘匿による操作的利用効果”こそが、全部ではないまでも重要な一部であることは間違いないことである¹⁹⁾。筆者は、RSの中心的存在意義は、この一点にあるように思える。実際、この効果を最大限にするのは、RSについての確証的情報を公表しないことばかりではない。RS技術やその運用自体の複雑性も、絡んでいる。むしろ、この複雑性こそが、類推や憶測を効果的にしているとみえる。

では、その技術や運用の複雑性を理解するために、まず、RSの科学技術的、すなわち、明らかにされた内容を理解しておこう。あらためて指摘するまでもなく、RS（遠隔探査）とは、センサーと対象物とが遠く離れた観測方法をいう。一般的には地球（対象物）の状態を知るために、航空機や衛星にセンサーを搭載して観測をおこなう技術を指す。地球の「現在」を観測したり監視するために不可欠の技術である。具体的には、地球を捉えた視覚的データである衛星観測データ（画像）を対象とした超大規模データコレクションの蓄積、検索、データマイニング、情報視覚化をいう。宇宙からのRSによる情報の広域性、均質性、周期性や継続性は、現代的情報収集と処理の最先端技術である²⁰⁾。

RSは、宇宙への衛星打ち上げが可能となって初めて実現したものである。その歴史は、1960年代には宇宙開発への熱狂とともに

にRSの技術開発も精力的に進められた。そして1970年代に入るとランドサットなど現在へと続く代表的な衛星シリーズの打ち上げが始まった。1990年以降は、軍事技術の民生利用によって高度な技術が商用でも利用可能になった。さらに、インターネット経由のデータ配布や画像処理済みのデータ販売が浸透したこともあり、RS画像を手軽に利用するための環境が整備されつつある²¹⁾。

RSの利用は多岐にわたる。特に、重要なものとして「地球環境の監視」がある。例えば森林面積や海水温・海氷などの時間変化から地球温暖化の兆候を監視することである。さらに、リモートセンシングの特性である広域性、均質性、周期性や継続性を利用した経済や生活に密着した分野にも広がっている。例えば、精密農業や災害情報収集、あるいは地理情報システムなどの分野においてRSの利用による業務の効率化・高精度化が進んでいる。さらに、軍事面での利用は、現代の軍事作戦の不可欠なエレメントになっている²²⁾。

RS技術は、複雑である。通常、このシステムは、情報要求、衛星への画像取得命令・指揮管制、データ地上受信、保存・カタログ化、データ処理、データ解析、解析報告書の提出から構成されている。問題は、この全体システムを理解するためには、高度な技術が必要であることである。実際、個々の作業はもちろん、全体を把握して作業を行なうことは、熟練した人間や組織によってしかなしえない。この流れを理解した上で、衛星・センサーの設計、製造、打ち上げ、運用が行われている。従って、RSは、一部の宇宙大国しか行えないほど困難な技術である²³⁾。

次に、RS技術の困難がもたらす法・政治的意味を簡単に説明しておこう。特に、“RSに関する情報操作”の法・政治的意味につ

いてである。情報(Information)は、特定のコンテキストにおかれて意味を持つ伝達を示す概念である。現代においては、情報化された伝達は、特定の目的のためにインテリジェンスに加工され、特に、意思決定の不可欠な要素になっている²⁴⁾。たとえば、現代の軍事概念である軍事Information Network Warfare²⁵⁾は、味方の情報及び情報システムの防護と敵のその攻撃・攪乱・妨害する敵味方相互の情報活動をいう。これらの活動は、情報戦として平時及び戦時において情報優勢(Information Superiority)を獲得するために行われる。その一方で攻勢的な対情報活動は電子戦、心理戦、軍事的欺瞞など様々な活動を総合したものである²⁶⁾。

また、情報は、軍事の面だけでなく、民生面での多面的利用につながって、日常生活におけあらゆる活動のエレメントとして重要な役割を担うに至っている。実際に、民生分野、特に、金融機関・交通機関・通信機関・エネルギー供給機関などのコンピュータ情報とそのインテリジェンスという情報インフラは、現代生活の中核インフラになっている。こうした情報インフラの中心部分を担っているのがRSである²⁷⁾。ここからの情報をインテリジェンス化して、宇宙大国は、国際的意決定過程の重要な手段としている。つまり、RSからの情報のインテリジェンス化は、国際社会における国益の実現を可能にする操作手段として重要な位置を占めるに至っている。しかも、その体系的利用は、宇宙大国に限られるという意味で、大国の覇権的地位を実現する手段になっている。

2-2: RSに関する現行の“国際法規制システム”

国際法における法源を形式的に捉えれば、

その有力な論証の一例として国際司法裁判所規定第38条の「裁判の基準」があげられる²⁸⁾。しかし、RSの国際法的規制の現実から見ると、その規制で38条に該当するものはない。国際法の個性は、間断なく生じる新しい事象や事態を法的に規制する規範の創造の継続にある。だから、規制の所在を38条だけで捉える必要はない。国際法には、多様な規制の程度と種類の規範がある。

では、RSは、どのような国際法と“呼ぶ”規範によって規律されているのだろうか。すなわち、国際法は、RSという新しい現象に、どのような国際法の創造によって対応しているのだろうか。研究者の多くは、まず、PPRSを挙げるであろう。そして、1967年発効の「宇宙条約」²⁹⁾の全体、特に、その第3条をRSに関する法規範として挙げるであろう³⁰⁾。しかし、国際法の各規範は、相互に事実的関係性を持つとはいえ、全体としての法的位階構造に位置付けられてはいない。個々の国際法規は、システムとして個別に自立して存在するというのが実態であろう。したがって、RSの法的規制のオーソリティーは、PPRSに限定せざるを得ない。

しかし、PRの観点から見ると、RSに関する国際法規制のオーソリティーを、PPRSだけに留めて置くのは、現実的ではない。米国のRSに関する国内法（USLA1984/1992と1994PDD23, 2003NNSP）³¹⁾をも国際法的規制のオーソリティーに入れるべきである。この点につついて次のような反論が出されるだろう。すなわち、国内法は、国際法ではないという反論である。もちろん、国内法と国際法を一体的に捉えるイェール学派でも、国内法と国際法のカテゴリーの区分は認めているから³²⁾、なぜ、国内法を国際法の範疇に入れるのかという疑問は出てくる。また、なぜ、米国の国内法なのかという疑問もでてくるで

あろう。前者について言うと、国内法の制定という国内的国家行為であっても、国際法制定への戦略的意図を有する場合があるということである。つまり、国際社会に対する国際法制定の刺激を与える意味での国内法制定である。実際に米国は、RSに関する国内法を制定しており、PPRSの制定の契機と内容に係っているのは明らかであった。後者についていうと、この戦略的国内法制定が、大国であればあるほど、国際法的制定の要素が大きくなっていくということである。RSを展開している国は、米国ばかりではない。しかし、国内法制定を戦略的に国際法制定に係らせているのは、米国以外にはないであろう。また、国際法制定へのリーダーシップを確保する戦略を持っているのが米国にほかならないからである。なぜ、米国の国内法なのかという後者の問いは、こうした理由からである。以下において、PPRSとUSLA1984/1992と2003PDDについて、本小論のモチーフとの関係に限定して紹介してみよう。

まず、PPRSについて、その形成過程からおおよその内容とここで問題にする論点を浮びあがらせたい。UN、特に、COPUOSにおけるRSに関する国際法的規制の検討の歴史は長い。UNがこの問題を公式に問題としたのは、1969年の総会決議2600（XXIV）であった³³⁾。その認識は、RSが持つ全人類の貢献の可能性と宇宙大国の世界戦略上の優位確保というトレード・オフが自明になったからに他ならない。具体的には、人工衛星による地球資源の探査の自由と情報提供の促進とのトレード・オフの認識であった。1986年の法原則宣言の採択に至る過程は、このトレード・オフを巡る闘争であったといっても良い。

この闘争はどのように展開されたのだろうか。当初、この問題は、総会決議2778（x

x v i) により、COPUOS の「技術小委員会」(STSC) の作業部会(衛星による遠隔探査に関する作業グループ)で検討がはじめられた³⁴⁾。しかし、作業の過程において法的並びに組織に関する意見の対立が表面化するようになった。そして、1974年の総会決議3234(XXIX)は、その優先的検討を「法律小委員会」(LSC)に求めた³⁵⁾。以後、1975年にLSC内に設置された第3作業部会においてこの問題が検討されてきた。1975年までに、主要3提案が出揃った。この3提案の意義は、RSに関する基本的な対立点を提示したものとして重要である。たとえば、1974年の「アルゼンチン・ブラジル・チリ・メキシコ・ベネズエラ共同提案」は、RS実施国は、事前に被探査国の諒解を必要とすること。自国領域に関する情報は、全てのデータに完全かつ無制限のアクセス権を付与されるべきというものであった³⁶⁾。また、同年の「フランス・ソ連共同提案」は、その活動の自由を保障しながら、データの第3国への提供に限り、当該被探査国の事前の同意が必要というものであった³⁷⁾。1975年の「米国家案」は、RS活動と取得情報の配布は、探査国の全般的自由を保障するというものであった³⁸⁾。

1976年国連総会決議8(XXXI)は、LSCが、RSを律する原則案の作成を主題とする決議を成立させた。そして、同年には、「5つの合意原則」が成立した³⁹⁾。また、翌年には、「6の合意原則」が成立した。1978年には、「RSに関する17原則案」が作成された⁴⁰⁾。しかし、上記の3の提案に内在したトレード・オフは、解決されるものではなかった。1979年のUN総会決議(XXXIII)は、COPUOSにこの問題の優先的検討を要請した⁴¹⁾。これにより再度設立された作業グループは、1980年に、「17原則草案」につ

いて再検討を行った。1985年には、“議長の友グループ”が結成され、作業部会の議長案が提出された⁴²⁾。1986年に、「15の法原則案」からなる「リモートセンシング原則宣言」が、コンセンサスによって総会で採択された⁴³⁾。ちなみに、この原則宣言は、人工衛星から、地球表面また一定度の内部を全般的に探査するための規制ではない。天然資源管理・土地利用・地形探査・環境保護・災害情報についてのRSについての規制である。軍事衛星による情報収集やデータの利用に関する規制は、この原則宣言による規制の対象外である⁴⁴⁾。

多くの宇宙法研究者が指摘するように、その法的問題の要点はふたつである。第1は、RSの国際法的合法性の問題、もうひとつは、データの利用の問題である⁴⁶⁾。前者の問題は、“解決”されたというよりも“処理”⁴⁶⁾されたに過ぎない問題とされている。現実には、その通りである。しかし、この問題は、環境の変化に応じて原理的次元で姿を変えて表れてくる問題だから、問題自体は忘却されるべきではない。第2の問題は、宇宙活動自由の実質化に係る問題である。条件の面でくすぶっているデータ利用の開放の条件が象徴する問題である。

第1の問題から検討をはじめてみよう。RSの自由の観念が含む暗喩は、その自由による成果の独占である。また、これにより他者を自由にコントロールすることである。そして、自国の優越の下で、RSによる自国の利益を完全に獲得ならびに維持することである。この価値目標の下で合法性が議論されてきた。具体的な議論は、探査される国の合意が必要か否かであった。肯定説は、国際法上必要な措置の全てをとった上で探査の合法性が成立するというものであった。否定説は、いかなる規制や禁止も必要ではないというものであった。この問題は、RSの人類や世界

全体に対する利益の観点から見て、その意義が評価され、合法性の問題は、必要性の前に希薄になった。しかし、なくなったのではなく変容しただけである⁴⁷⁾。

法の世界において自由は常にその制限とペアを組んでいる。社会が複雑になるに連れて多種類の自由の衝突は増大するので、その制限との適切な配分が問題になって来る。しかし、問題によっては、自由は必要との関係に直面する場合もある。発明された技術が人類にとって重要な貢献をする場合、そこに不可避に存在するデメリット、たとえば、自由の追求による不平等すら許容される場合がある。重要なことは、このような選択に直面した場合、このアポリアを解決する技術的手段が求められる。国際法における戦争に関する *jus ad bellum* 論から *jus in bello* 論への変化⁴⁸⁾ は、この辺の事情を物語る格好の事例である。事実、この原理的問題は、程度の問題にすりかえられた。いまや、RS の合法性は、原理の次元で問われることはなくなった。

第2は、この原理的問題の派生として出されてきたのが情報の保護と配布という技術的問題（これに矮少化されるべきではない）である。現代における RS についての議論の主戦場はここになっている。ここでの問題は、RS から得られた一次データおよび解析データ情報の保護問題である。ここにもふたつの対立がある。ひとつは、被探査国の同意を必要とする見解である。被探査国は、情報の提供と公開を制限なしに要求できるという見解である。ひとつは、探査国の自由という見解である。たとえば、米国は、宇宙から得られるデータの基本的権利へのいかなる制限を拒否するのがこれである⁴⁹⁾。その第12原則⁵⁰⁾で、この問題に対する発展途上国への配慮を規定しているが、いくつかの解釈宣言に見られるように、国際責任と本原則宣言の

拘束力を否定するものであった。ただし、これは、拘束力の否定ではなく、条約的な拘束力の否定である。

しかし、重要なのは、このなかで実質的な自由が PR として保障されていることである。すなわち、多数国間条約 (MNT) 制定へのモチベーションを論証されずに、PR という名前でサボタージュされ、正当化されているのである。現実の国家行動の背後には、常に行動主体の価値目標がある。RS の法的規制を、PR として行なうのは、そこには何等かの価値目標に対する自由の確保という動機があつてのことである。その具体的内容は、MNT 制定へのいかなる要求や働きかけへの拒否や無視である。その価値目標は、RS による情報の覇権的操作の確保である。この実現こそが、宇宙での覇権ばかりでなく地球でのこれをも可能にするからである。しかし、いかなる国家でもこの目標実現のために EXTRA-LAGAL な行為をすることは得策ではない。なぜならば、同様の対抗行為をひきだし、覇権維持のコストの高騰に直面することになるからである。現状で、最適の選択は、INTRA-LEGAL な行為でありながら、より行為主体の自由が発揮しやすい P でこの価値目標を実現することである。PR は、法としての成熟度が低い。しかし、広義の法的行為である。この特性を利用して、価値目標を実現する手法である。

次に、USLA1984/1992/・PDD23・NNSP についておおよその内容を説明しながら、ここで問題にする論点を浮びあがらせたい。この国内法の背景は、広く長い。この国内法の実態は、この背景を知って正確に理解できる。周知のように、1970年代の米国は、ベトナム戦争の〈負の遺産〉に苦しんでいた。第二次世界戦争以降の繁栄と成長の溶解と持続との分岐点にあった。特に、石油危機以降のス

タグレーションは、米国の溶解を加速化するように作用した。結果として、米国の国際的な軍事的・政治的リーダーシップは、国際的にも国内的にも弱体化していた。

カーター大統領は、1978年の一般教書において、アメリカの苦境ないしは混迷からの脱出は、「国民の自助努力」と「効率的に機能する政府」との有機的統合によって実現できると表明した。この政策スタンスは、サプライサイド、すなわち、産業の発展を視野に入れた財政構造・税制の改革に発展していった。「政府規制緩和」が推進された。そして、1979年には「産業イノベーション・イニシアティブ」教書が提出された。また、対外政策・安全保障政策面でも「カータードクトリン」を発表し、産業の発展と伴走して国防の強化を全面に押し出す政策を打ち出してきた。これは、石油危機を契機とする国際経済構造の変化とこの下での変容しつつある冷戦を勝ち抜き、“強いアメリカを再生させる”グランドストラテジー政策の表明であった。その大枠の内容は、政府の規制緩和を推進すること。国家の補完的投資の重要性を認識すること。対外競争力を強化すること。ベンチャービジネス支援制度や知的所有権保護制度の充実であった⁵¹⁾。

レーガン大統領は、この再生政策を発展させた。そのなかで宇宙政策は、強いアメリカ再生政策の骨格に位置付けられた。その眼目は、国家と民間との有機的結合による産業・国防統合政策であった。特に、宇宙の商業化は、米国の宇宙政策原理における基礎構造の一原理である。単に企業や営利目的の宇宙活動のみをいうのではない。米国の全ての宇宙活動に経済的利益基準が適応されるとの政策表明である。実際、この商業化政策は、産業と軍事コミュニティとの有機的統合による全体としての米国の国益を追究する政策とし

て位置付けられたのである。

RSについて言えば、1984年の「宇宙空間の商業利用に関する国家政策」(1987年の改正も含む)は、この政策の反映の前衛であった⁵²⁾。本法の意義は、RSの商業的利用を目指したという一点にのみその重要な価値がある。なぜならば、本法は、世界的次元での情報優越とそのための産業の育成、そして、これらのシナジー効果による米国の支配を目指すことを明記しているからである。この情報優越は、産業と軍事との協働によって達成され、双方に大きな効果をもたらすからである。しかし、他方で、政府の民生部門・軍事部門・諜報部門・商業部門・国際機関部門との有機的連携と統合は、その成果とコストとの両面で再検討されるべき問題として残されていた⁵³⁾。

この状態への危惧と宇宙における米国の優越の発展という視点から、クリントン政権は、1992年に「リモートセンシング政策法」を制定した。この法律は、RSの商業的利用における産業と軍事との緊密性を促進し、双方の協働による米国の宇宙支配とそのここ国益との連携を模索するものであった。しかし、1984年の商業化の進展は期待通りのものではなかった。RSは、その開発、製造と運用コストも高く、軍事宇宙部門によって独占されていたといってもよい。RSは、費用がかさみ、商業化は難しく、専ら、政府民生部門が公共財として運用すべきとの考えが主流になっていた。80年代末になると、国防総省とエネルギー省による小型・軽量・安価で探査可能な技術の開発が発展してきた。商業的RSのネックが解消されてきたことである。また、コンピューターの価格の大幅な下落、地理情報市場の拡大、さらに、参入コストの下落等の追い風が吹き、商業部門の可能性は大きくなってきた⁶⁵⁾。これは、

強力な商業衛星探査部門の可能性を意味するものであった。そして、限られた財政や資金の効率的配分と運用をかのうにするものであった。しかし、この商業化は、他方で軍事利用におけるリスクをとまなうものであるから、軍事コミュニティーからは、大きな抵抗を受けるようになってきた。この商業化のメリットと軍事上のデメリットをどのように調整して行くか。これが、クリントン政権に引き継がれた課題であった。1992年法は、この課題へのひとつの回答であった⁵⁴⁾。

上のような政策を、より徹底化させた1994年PDD23においてRSサービスの輸出促進の具体的方針が定められ。しかし、この間に、ロシアやフランスが有力なRSシステムと衛星を開発ならびに運用をはじめたので、2003年には、ブッシュ政権は、新国家宇宙政策報告とUS Commercial Remote Sensing Policy (Fact Sheet, April 25, 2003)を公表した⁶⁹⁾。この中で衛星システムにおける商業的RSのための政策指針と履行措置を承認した。後者において、RS宇宙活動における国家のリーダーシップを維持し、また、米国のRS産業の維持と発展を奨励して、米国の安全の推進と保護を目指すことが定められていた。そして、このように実行することによって、米国の経済の発展を促進させ、環境の管理に寄与させ、科学ならびに技術の優越を図るとするものであった⁵⁵⁾。

この新しい政策は、RSを米国の軍事、外交政策、国土安全保障ならびに民生上の目的に効果的に貢献させることを目指すものであった。また、米国の経済的競争力への貢献をも目的とするものであった。この政策は、以下のような特色を持っていた。第1は、RSに対する米国の安全保障と外交政策面からの依存である。第2は、商業的画像の解像度の改善である。第3は、商業的RS産

業と民生部門との関係強化である。第4は、米国の商業的RSに対する外国からのアクセスに対する明確な基準の制定である。これらの特色をふまえPDD23に比べると、この新政策の特色は、米国の商業的探査衛星の運用において、政府が“切断管理(Shutter Controls)”⁵⁶⁾を目立たないようにしていることにある。要するにこの新政策は、米国のRS政策の出発点になったPDD23に盛り込まれた主要な方向を実現したものと見える。商業的RSを米国の各部門が共同利用することによって、米国の国益を国際規模で実現し、発展させるための国内法ならびに国内法政策であった。

しかしながら、これらの国内法や国内政策が、それ自体国際的性質をRSについての規制であることにおいて、国際的ならびに国際法との関連をもつことは避けることのできない宿命であった。さらに、これらの国内法や政策が、米国のそれであることにおいて、国際法による規制に自然に自然に浸透していく宿命をも有するものであった⁵⁷⁾。

2-3：小括＝力が作り、力により動かされるRSに関する“国際法的規制”

RSを運用している・できる国家は、極めてすくない。人工衛星リモートセンシング技術が複雑すぎて、さらに、膨大なコストがかかるからである。また、情報の収集が主目的で、情報の公開は副次的な段階に留まっているからである。また、このシステムは、いくつもの過程＝情報要求、衛星への画像取得命令・指揮管制、データ地上受信、保存・カタログ化、データ処理、データ解析、解析報告書の提出等の複雑な仕組みからなっているからである。したがって、全体システムが見えず、さらに、熟練した専門家が多くの

いないからである。実際に、衛星リモートセンシングは、多くのメディアや産業界が予測したような展開を見せていない。

しかし、現実に RS を運用している国家の例をみると、その眼目は、広い意味での情報操作の資源として RS を運用していることが窺える。実際に、RS の実体は、技術的複雑性以上に、技術情報の秘匿により見えてこない。この“見えてこない”ことを利用した情報操作が、RS の評価の一人歩きを許している。そして、これによって、被・非運用国は、運用国に対して情報上の川下におかれる事になる。さらに、RS の日常生活面での利用が多分野で行われると、RS 運用国の情報操作の範囲は、あらゆる面に拡張する。そして、運用国による情報操作の範囲を広げる。また、被・非運用国の深度にまで情報操作がおよぶ事になる。こうした情報インフラの中心部分が RS である。宇宙大国は、RS からの情報をインテリジェンス化して、国際的意思決定過程の重要な手段としている。RS は、今や、宇宙大国の国益を実現する操作手段として重要な位置を占めている。

こうした法・政治的意味をもつ RS の“国際法規制”は、伝統的な意味での国際法によって規制されているのではない。たしかに、宇宙の国際法規制の“憲法”⁵⁸⁾として、1967年宇宙条約があり、関連国際宇宙諸条約⁵⁹⁾による規制の枠組は、整っているように見える。したがって、宇宙活動のひとつとして推定される RS の国際法的規制の枠組は整備されているように見える。しかし、これらの諸条約から RS の国際法的規制に適用できる条項は、原則的なもののみである。体系的な規制を可能にするものではない。実際、宇宙に関する一般法と特別法との関係の構築には至っていない。これらの規制枠組と1986年原則宣言、さらには、米国の国内法

ならびに政策との間には、RS を統合的に規制する法的ネットワークが張られていない。また、これらの RS に関する法規も、この原則宣言をはじめとして、天然資源管理・土地利用・地形探査・環境保護・災害情報についての RS の規制である。また、商業活動に関するだけの規制であり、RS 全体を網羅するものではない。このように RS に関する国際法的規制の特性は、その対象において部分的であり、その形態において規制力が弱いものであり、その体系において分散的である。

こうした特性は、宇宙大国が、RS を政治的な力によって、また、法に擬装された政治的な力によって支配・コントロール⁶⁰⁾する余地を与えている。この国際法的素材が、国際法の法源として PR である。PR は、国家行為として実行される。これは、多様な規範内容と種類の国際法的規範として生み出されてくる。事実行為というのが、その実体であろう。しかし、国際法学の観点からみて、PR は、単なる事実行為として理解してはならない要素がある。それは、社会的行為という社会学上の観念が意味するように、一定の秩序への指向性を含んでいるということである。国家行為としての PR は、国際法の主体である国家が、所与の国際社会の秩序に適合する行為であり、ここからの逸脱を意図するものではないはずである。PR は、事実上の国家行為でありながら、規制密度が極めて薄い国際法規範である。この薄い規制密度空間においては、国家行為は、その自由な活動を法的活動に自由に転化させる機会を持つことが出来るようになる。そこでは、一切の宇宙大国の自由が、法に擬装されて徘徊するようになる。(以下、次号)。

[注]

- 1) 本論文が、国際法の法源論に関する問題提起（基礎的理解も含めて）に用いた参考文献は、Oppenheim, Lasa Francis Lawrence. *International Law A Treatise Vol. Peace*. London: Longmans, Green, and Co. 1905. 20-25.
—, Roxburgh Ronald F. 3rd. ed. 1920. 19-24.
—, *Oppenheim's International Law Vol.1, Peace*. Ed. Sir. Jennings Robert and Lisa. Arther Watts. 9th ed. Halow: Longman Group UK Lmi-ted. 1992. 22-52.
Kennedy, David. "The Source of International Law." *The international library of Essays in Law & Legal Thought Areas 5 International Law*. Ed. Martti Koskenniemi. Aldershot: Dartmouth Publishing Company Ltd. 1992. 293-388.
Monaco, Ricardo, "Source of International Law." *Encyclopedia of International Law 7*. Elsevier Science Publishers B, V: Amsterdam, 1984. 424-434.
- 2) スワンツェ・アーレニウス『岩波文庫 史的に見たる科学的宇宙観の変遷』寺田寅彦訳（岩波書店, 1931）, pp.4-5.
- 3) 国際法の法源論は、実質的・形式的法源論として展開されている。その議論の内容は、法がどのような歴史的事実から生まれ、どのような存在形式で存在しているかという形で展開されてきている。しかし、多様な規範内容と種類の法が生まれている現実からみれば、これらの作業の他に、一定の国際法的規範をあるべき国際法規範へ指向させる問題も法源論の対象にする必要もあるのではないのだろうか。たとえば、庄司真理子「国連における規範創造の新局面」『海外事情』2006年9月号（拓殖大学海外事情研究所）, pp.97-109に指摘されている“新しい規範創造”による規範群の存在意義は、これらをどのようにして“国際法”として成長させるかの問題点も含まれて然るべきであろう。
- 4) アラン・プレ、ジャン＝ピエール・コット共編『コマンテール国際連合憲章』（東京書籍, 1993）, pp.423-434.
- 5) この風刺は、セルバンテスのドン・キホーテの“風車への突撃”を言うのだが、ウナムーノに言わせると、近代の功利性や合理性の超克としての“誇りうる情熱”として評価できるというものである。国際法学も、条約化ないしは法典化（漸進的な発展を含め）についての理論的研究には、この感覚ないしは感性をもつべきかもしれない。
- 6) 前掲1) Oppenheim. *International Law A Treatise Vol. Peace*. において、“Where we find that such rules rise into existence, there is the source of them.....“Sources of law” is therefore the name for an historical fact out of which rules of conduct rise into existence and legal force.”（“われわれは、そうした規範が出現する場所を見つけ、それが、規範の源泉なのである。.....したがって、”法源“というのは、歴史的事実に対する名称であり、この事実から行為規範が出現し、法的効力が発生するのである”）, p.21。
- 7) 尾高朝雄『法の窮極に在るもの』（有斐閣・1947）の指摘する“政治が法を破って恬として省みない”は、国際法学においても眼前の課題である。それは、政治が法を破るという点に批判の重点があるのではない。政治の横暴への憤りを行いつつも、「法の窮極に在るものを政治であると断言」する逆説が提起する課題である。すなわち、“法は、まさに別の手段による政治に他ならない”のである。これとは異なった視点からの同内容の言説として“Law is simply politics by other means”という David Kairys の指摘もある。Kairys, David. “Legal Reasoning.” *The Politics of Law A Progressive Critique*. Ed. Kairys David. Panthenon Books: New York. 1982. 17.（本書の revised edition, 3rd.ed. 1998 では、この論文はなくなっている）。
- デヴィッド・ケアリズ「序論」『政治としての法』松浦好治, 松井茂記編訳（風行社, 1991）, p.12. は、初版の邦訳である。
松井茂記「批判的法学研究の意義と課題・1」『法律時報』第58巻9号（1986）, p.14.
- 8) 辻健児「19世紀前半期における国際法の法源論（1）」佐賀大学経済学会『佐賀大学経済

論集』第23巻5号(1990), pp.13-14.

- 9) 理論の“木構造”を比喻したものである。これは、グラフの種類の一つであるが、単連結で閉路を持たない無向グラフをいう。19世紀を近現代国際法学の端緒と捉えれば、ヨーロッパ公法から国際法への拡大過程で、その理論の木が植えられ、成長しはじめたと見ることが出来る。その場合、法源論は、幹としての役割を果たした。
- 10) 19世紀の国際法は、Jeremy Benthamが提起したように、世界での普遍的適用(Panomion)が考えられるべき状況におかれていた。“法の源泉”としての新しい事象の出現とその国際法的規律の必要である。もっとも、ベンサムの問題への関心は、1870年代にその端緒を置いており、ヨーロッパ諸国による帝国主義的發展に係る国際法の普遍化とは異なることかもしれない。実際、『道徳と立法の諸原理序説』において総合を考えられるべき分野のひとつに国際法をあげているが、最終的には、憲法典、民法典、刑法典、訴訟法典の四つに限定していることから覗える。しかし、この綜合法典の思想が、世界の多様性を意識してなされたことは明らかであり、19世紀の過程で、彼の“international law”に繋がったといえる。
- 戒能通弘「ベンサムにおける国際正義論」『同志社法学』第306号(2005), pp.27-35, 『世界の立法者、ベンサム・功利主義法思想の再生』(日本評論社, 2007), pp.52-81.
- 現代におけるこの種類の議論として、ヴラドレン・ヴェレシュチェティン「国際法における長期的傾向」中央学院大学地方自治センター編・龍澤邦彦監修『国際関係法』(丸善プラネット, 1996), pp.3-12. なお、本書の英訳版では、Vereshchetin, Vladlen S. “Long-Term Trends in the Evolution of International Law.” *The Law of International Relations*. Ed. the Local Public Entity Study Organization. Tokyo: Maruzen Planet. 1997. 3-12.
- 11) 大沼保昭『戦争責任論序説』(東京大学出版会, 1975), p.7.
- 12) 国際法学においては、国家行為(act of state)は、特権免除との関係で論じられることが中

心であった。しかし、ここでは、兼原敦子「現代の慣習国際法における「慣行」概念の一考察」『国際法外交雑誌』第38巻1号(1990), pp.6-24が問題とする次元での国家行為を対象にしている。

- 13) Oppenheimは、国際法の基盤として、国家群の共通の合意を可能にする事実の存在を指摘している。それは、明示的同意と黙示的同意である。双方の優劣は指摘していないが、国際社会秩序の在り方という視点から見れば、黙示的合意としての慣習国際法より明示的合意の条約の方が合理的/安定的である。したがって、国際社会の分立性という現状から見ても、また、それゆえに集権化の進展の促進をあらわす「条約化」の進展は、国際法学の目標として置かれるべきである。
- 前掲1) Oppenheim. *International Law A Treatise Vol. Peace*. p.22.
- 14) The Principles Relating to Remote Sensing of the Earth from Outer Space adopted by consensus on 3 December 1986 by the UN General Assembly. その日本語訳は、中央学院大学地方自治センター『原典宇宙法』龍澤邦彦 監修(丸善プラネット, 1999), pp.461-464. また、栗林忠男他『解説宇宙法資料集』(慶應通信, 1995), pp.90-99. この二つの資料集は、その狙いに相違がある。前者は、それぞれの資料を、宇宙開発の歴史に位置付けて理解する方針をとっている。資料の収集の数は多い。資料は、国際/国内の各次元でと法政策文書と法文書とに分類整理されている。解説の類は、宇宙開発の局面と所与の政治経済的關係との大枠でしか述べられていない。したがって、個々の資料の意味を捉えるにはそれなりの学問的蓄積が必要になる。後者は、資料集として、個々資料の法的素材分類別の解説を通して資料の理解を狙っている。特に、個々の資料に的確な解説がなされており、そこで時代の背景も説明されているので便利である。ただ、“訳のこなれ”という点から見ると、後者は、公定訳をそのまま取り入れており、また、公定訳(外国の国内法)がない場合でも後者より上手である。前者の、公定訳を再検討するという気概は理解できるが、翻訳の技術上の検討が求め

- られる。
- 15) The 1984 Land Remote-Sensing Commercialization Act · The 1992 Land Remote- Sensing Policy Act · The 1994 Presidential Decision Directive 23 · The 2003 New National Space Policy.
PDD23 と 2003NNSP については、Williamson, Ray A. and Baker, John C. “Current US remote sensing policies: opportunities and challenges,” *Space Policy* 20(2004): 109-116.
- 16) 青井秀夫「カール・エンギッシュの法哲学の基礎 (1) (2) — 「事物の本性」論を中心にして」『法学』第 42 巻第 1 号 (1978), 1-58、第 43 巻第 3 号 (1979), pp.42-110、岡本勝「カール・エンギッシュをめぐる断想」『法学』第 69 巻第 6 号 (2006), pp.61-89、辻博明、竹山理「法的推論における「往復の視線」過程の解明」『名城法学』第 55 巻第 3 号 (2005), pp.1-55.
- 17) 軍事に係る知識や情報は、軍事サイドの“機嫌”に係る要素が強い。批判的姿勢とかその兆候が見られると軍事サイドは、情報に閉鎖的になる傾向がある。この認識の格好の事例を指摘するものとして福田和也『地ひらく 石原莞爾と昭和の夢』(文芸春秋, 2001), pp.661-669.
- 18) 長谷川均『リモートセンシングデータ解析の基礎 The ABCs of RS』(古今書院, 1998), p.11.
- 19) たとえば RS の解像度について、1M 以下の像が解像できる云々の情報が撒かれて情報自体が一人歩きをする例が見られる。こうした情報の拡散が RS への過剰な期待につながっている。さらに問題なのは、この手の情報確認の手段がないということである。政治的には、この情報 = 概念操作の効果は大きい。
- 20) RS の持つ情報収集と情報操作上の効用は、これらの技術特性とのシナジー効果でもって宇宙大国の戦略の要に位置している。その政策的実態を理解するものとして松村昌廣「米国の軍事宇宙政策—民生・商業衛星の活用—」『海外事情』2001 年 9 月号 (拓殖大学海外事情研究所), pp.124-125.
- Jakyu, Ram. “international law Governing the Acquisition and Dissemination of satellite Imagery.” *Journal of Space Law*, vol.29-1&2(2003): 65-91.
- Betts, Richard K. “The new Politics of Intelligence.” *Foreign Affairs* Vol.83-1(May/ Jun2004): 65-95.
- 21) 前掲 15) Williamson, Ray A. and Baker, John C. “Current US remote sensing policies” によれば、1980 年代末における小型・軽量・安価な探査技術の開発と小型コンピュータの生産と商業政策の進展が、その利用を容易にしたとされている。こうしたことから RS 利用の他分野への利用は広がっている。特に、環境分野での利用は、大きく期待されている。たとえば、
- Onoda Masami. “Satellite Earth Observation as” systematic Observation “in Multilateral Environmental Treaties.” *Journal of Space Law*, vol.31-2(2005): 339-411.
- 22) 多くの論者が、RS によって代表される情報システムの軍事的発展を、立場の如何に関係なく強調している。たとえば、米国の宇宙覇権に批判的な立場をとる豊田利幸「SDI の真実—市民は何を知るべきか」『世界』1986 年 7 月号, pp.121-142、また、『軍縮』における一連のエッセイ。たとえば、「最新軍事技術の自己矛盾」『軍縮 問題資料』第 244 号 (2001), pp.2-7、「宇宙の軍事化をめぐって—ラムズフェルド報告が意図するもの—」『軍縮 問題資料』第 248 号 (2001), pp.2-8、「ブッシュ政権を動かす四人組—その背後にうごめく軍産複合体—」第 249 号 (2001), pp.2-7、「ラムズフェルド・ブッシュの予防戦争教義—先制攻撃で開始された侵略戦争の不条理—」第 272 号 (2003)、「核を衛星にのせる愚かさ」と危険—米国は核のタブーの重い意味を今こそ真剣に考えるべきである—」282 号 (2004), pp.2-7。藤岡惇『グローバリゼーションと戦争—宇宙と核の覇権をめざすアメリカ』(大月書店, 2004)、「米国の宇宙と核の覇権と軍産複合体—「米国の軍事的占領」をめざすブッシュ政権の深層—」『立命館経済学』第 27 巻第 6 号、同「米国の宇宙と核の覇権と軍産複合体—「宇宙の軍事的占領」をめざすブッシュ政権の深層—」『立命館経済学』第 54 巻第

- 5号。石附澄夫のHP: <http://jouhoukouki.nao.ac.jp/reslist/res.asp?ID=17731>, 2007.6.1 を参照。(2006), pp.1-27。この批判的な立場とは別に、リアリズムと推進派の立場からの議論がある。ジョージ・フリードマン、メレディス・フリードマン『戦場の未来 兵器は戦争をいかに制するか』小室直樹解説、関根一彦訳(徳間書店, 1997), pp.302-406、ジェイムス・アダムス『21世紀の戦争』伊佐木圭訳(日本経済新聞社, 1999), pp.10-60。
- Lee James, “Counterspace Operations for Information Dominance.” *Beyond the Paths of Heaven: The Emergence of Power Thought*. Ed. DeBiosis. Bruce M. Bruce. Honolulu: University of the Pacific (2002): 249-301.
- Ramey, Robert, “Armed Conflict on the Final Frontier: The Law of War in Space”, *Air Force Review*, Vol.48 (2000): 1-111.
- Teets, Peter, B. “The Military Uses of Space, National Security Space: Enabling Joint Warfighting,” *Joint Force Quarterly*, Winter 2002-03.: 31-37.
- Petras, Christopher M. ““Eyes” On Freedom—A View of the Law Governing Military Use of Satellite Reconnaissance in U.S. Homeland Defense.” *Journal of Space Law*, vol.31-1(2005): 81-115.
- しかし、こうしたハイテク兵器・情報体系が実際の戦場でどのように使われ、どのような問題を起こしているのか。この視点からの分析や評価も必要である。松村昌廣「米軍の「変革」と「再編」、乖離する抗争と実態」『世界週報』第86巻10号(2005, 時事通信社), pp.18-25 は、この視点のルポで興味ある指摘がなされている。
- 23) リモートセンシングが普及、発展しない理由は、この全体的システムが見えにくく、また、画像解析・解読が、他の関連データ、たとえば、地図、実地検分、他の関連情報等を参考にしながら画像から情報を取り出す専門家の数が少ないし、その養成も困難だからである。
- Joyner, Christopher C and Miller, Douglas R. “Selling Satellites: The Commercialization of LANDSAT.” *Harvard International Law Journal* 26(1985): 63-102.
- 24) 受信されたデータは、雲量や画質の調整と確認後、カタログ化され保存される。そして、画像解析・判読の結果が、情報分析の担当者に送られる。前掲22) ジェイムス・アダムス『21世紀の戦争』の第1章は、この点で興味深い事実をフィクションの形で述べている。
- 25) 航空自衛隊幹部学校研究部『ネットワーク化戦力による戦い 第1部・2部 (Network Centric Warfare : NWC の研究)』(航空自衛隊幹部学校, 2004/2005)。
- 26) NWC のオリジナルな研究書としては、Moffat, James. *Complexity Theory and Network Centric Warfare*. Information Age transformation. Ser. CCRP. Washington: Library of Congress. 2003.
- 27) Lautenbacher, Conrad C. “The Global Earth Observation System of Systems: Serving Society.” *Space Policy* 22(2006): 8-11.
- Rao, Mukund and Murthi Sridhara k. R. “Keeping up with remote sensing and GI advances— Policy and legal Perspectives.” *Space Policy* 22(2006): 262-273.
- 28) 法源論の視点からの国際司法裁判所規程に関するコメントとして前掲1) *Oppenheim’s International Law Vol.1, Peace*. Ed. Sir Jennings Robert and Lisa. Arther Watts. pp.24-25.
- 29) 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」1967年10月10日発効 (Treaty on Principles Governing The Activities of States in The Exploration and Use of Outer Space Including The Moon and Other Celestial Bodies. Enterd. into force on 10 Oct. 1967)。本条約の内容紹介については野口晏男「宇宙条約<1・II>」外務省編『外務省調査月報』第8巻7号(1967)に詳しい。
- 30) 前掲29) 条約の第3条”条約当事国は、国際連合憲章を含む国際法に従って……”として、宇宙空間と天体に本条約の他、これらの法の適用を規程している。Cheng, Bin. *Studies in International Space Law*. Oxford: Clarendon Press. 1997. 228-244.
- 31) 前掲15) Williamson, Ray A. and Baker, John C.

- “Current US remote sensing policies をみよ。
- 32) McDougal, Myres S, “The Impact of International Law upon National Law.” *Studies in World Public Order*. Ed. Myres S. McDougal and Associate. New Haven: New Haven Press. 157-236.
- 33) この決議に基いて、RS に関する法的規制の検討が COPUOS の法律小委員会の議題になった。
- 34) 1971 年にこの決議により、COPUOS の科学技術小委員会内に学際的な「衛星による遠隔探査に関する作業グループ」が組織された。このグループは、1973 年に、各国の意見を網羅し、整理したバックグランド・ペーパーを総会に提出した。
- 35) UN におけるこの問題の本格的検討は、この決議によって開始されたといってもよい。以後、この問題は、COPUOS の法律小委員会で検討されるようになった。この展開は、本論でも示唆したように、問題が技術から法的規制に移行したことを示したものである。
- 36) A/AC. 105/C. 1/1047.
- 37) A/AC. 105/C. 2/L. 98.
- 38) A/AC. 105/C. 2/L. 103.
- 39) A/AC. 105/171 と A/AC. 105/196.
- 40) A/AC. 155/218.
- 41) A/RES. 34/66.
- 42) 17 原則中、原則Ⅷと x v について合意はなしえなかった。
- 43) 内容については、前掲 14) 中央学院大学地方自治センター『原典宇宙法』。
- 44) 潮田節子「遠隔探査原則に関する国連決議 (1986 年)」前掲 14) 栗林忠男他『解説宇宙法資料集』, p.95.
- 45) 前掲 30) Cheng. Bin. *Studies in International Space Law*. 578-581.
- 46) この概念は、国際紛争法の問題として提起されているものである。実際に、具体的な対立を国際裁判や UN での対応過程の中でだけ見るのではなく、対立の予防から終結に至る過程でそれぞれの対処を位置付けようとする発想から提起された問題である。宮野洋一「国際法学と紛争処理の体系」国際法学会編『日本と国際法の 100 年 第 9 巻 紛争の解決』(三省堂, 2001), pp.28-53.
- 47) RS の国際的規制の基礎的問題、特に、その合法性についての理論的な議論は、龍澤邦彦『宇宙法システム 宇宙開発のための法制度』(丸善プラネット、2000), pp.278-284 を参照。
- 48) 原理的規制が不可能な場合、程度的規制によることは多々見られる対応である。国際法学において、戦争の原理的否定が不可能になった状況を反映して、戦時国際法による手段の制限に戦争に対する姿勢を置いたことがひとつの事例である。この便宜的対応ともいうものへの批判としてヴァルター・ベンヤミン「暴力批判論」『岩波文庫 暴力批判論 他十篇』野村修訳(岩波書店, 1994), pp.29-34.
- 49) 前掲 47) 龍澤邦彦『宇宙法システム』, pp.281-290.
- 50) 第 12 原則 = 被探査国は、自国の管轄権の下にある領域に関する一次データ及び処理データが作成され次第、当該データに、無差別かつ合理的な費用でアクセスを有する。被探査国は、また、これらを手入するものとする。また、開発途上国の必要と利益に特別の考慮を払い、被探査国は、遠隔探査活動に参加するいかなる国が所有し、自国の管轄下にある領域に関する利用可能な解析情報にも、無差別かつ合理的な費用でアクセスを有する。
Abeyrante, Ruwanyissa. “Satellite Distribution in Meterological Forecast for Air Navigation.” *Journal of Space Law*, vol.31-2(2005): 247-275.
- 51) 室山義正『米国の再生』(有斐閣、2002)、pp.9-14.
——「冷戦後の米国の予算均衡化政策と国家機能の変革」九州大学経済学会『経済学研究』第 66 巻第 1 号 (1999), pp.202-227.
——「米国の国家戦略と日本の安全保障政策」九州大学大学院経済学研究院政策評価研究会編『政策分析 2000 21 世紀の展望』(九州大学出版会, 2001), pp.1-55.
——「米国再生の予算政策とその政策的含意——カーター政権から新ブッシュ政権まで——」九州大学大学院経済学研究院政策評価研究会編『政策分析 2001 比較政策論の視点から』(九州大学出

版会、2001), pp.3-111.

52) 前掲 14) 政策概要については、中央学院大学地方自治センター『原典宇宙法』, pp.336-337. その理論的研究としては、前掲 30) Cheng. Bin. *Studies in International Space Law*. pp.641-667.

龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』(興仁舎、1993), pp.180-228.

Tatsuzawa kunihiko. Ed. *Legal Aspects of Space Commercialization*. Tokyo: CSP Japan. 1992 に収録中の論文を参照。

経団連 宇宙開発推進会議『宇宙 NASA 宇宙商業化政策』22号 (1985).

久保園晃「宇宙産業化における諸外国の現状と施策」草稿原稿 1986年2月19日付け(本原稿から、米国の宇宙商業化に関する日本の初期的問題関心の内容がうかがえる。著者は、当時、宇宙開発事業団理事)。

53) 前掲 20) 松村昌廣「米国の軍事宇宙政策—民生・商業衛星の活用—」, pp.128-134.

54) 前掲 15) Williamson, Ray A. and Baker, John C. “Current US remote sensing policies.” *Space Policy* 20(2004): 110-111.

55) 前掲 15) 54) : 11-113.

56) 前掲 20 松村昌廣「米国の軍事宇宙政策」, pp.124-125.

57) 山本草ニ「一方的国内措置の国際法形成機能」『上智法学』第33巻 (1991) 2・3, pp.47-86.

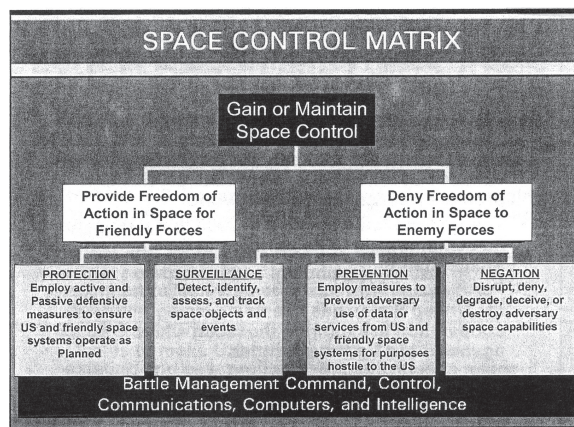
石黒一憲「連載 ボーダレス・エコノミーへの法的視座 25回 一方的報復措置をめぐる政治経済と『法理論』—アメリカ通商法 301条の法理論的基礎づけ!? (下)」『貿易と関税』

1993年7月号, pp.48-62.

58) 「基本法」とは、第1に、原則 (principle) や準則 (rule) あるいは、一定の法分野における制度、政策に関する基本や原則・基準等について定める法律を指す。第2に、この名称を与えられた法律で、形式的意味の基本法とも言うべきものを指す。第3に、国家の基本組織を定める法を指す場合にも用いられる。1967年条約は、第1のカテゴリーに入る。基本法についての参考論文については本誌 vol.8-1 の米田論文の注3) を参照。

59) 通常、1967年発効の「宇宙条約」(英文名は、注29) で既記) 1968年の「宇宙救助返還協定」(Agreement on The Rescue of Astronauts, The Return of Astronauts, And The Return of Objects Launched into Outer Space)、1972年の「宇宙損害責任条約」(Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects)、1975年の「宇宙物体登録条約」(Convention on Registration of Objects Launched into Outer Space) と 1984年の「月協定」(Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies) をいう。

60) Logsdon, John M. (Director, Space Policy Institute Elliott School of International affairs, The George Washington Univ.) は、2007年4月24日の東京での講演で、米国の宇宙政策全体のキーワードとして“Space Control”という概念を使用している。以下の図表は、当日配布された資料で、米国の宇宙コントロールの基盤図である。



On Theorizing of “Practice” in the Source of International Law

YONEDA Tomitaro

Research Institute of Social System, Chuo-gakuin University

Abstract

This paper examines critically the recent progress in the theory of sources of international law (TSIL) by reviewing the rise of quasi-international law with various kinds and numbers which are produced by an act of state: practice (PR) of state, particularly, that of the great space faring powers.

A purpose of TSIL has looked for the legal products from “a spring or will” of international law in the given changing international society, and a theory to be analyzed how to set forth them to establish the formal international law. This analysis is equal to look up the new role of TSIL in the change of present environment of international society: expanding globalization. It means also to the necessity of more positive TSIL. The lack of the unified legislative organizations and authority in international society, however, has caused to produce conveniently the various kinds and numbers quasi-international laws. This lack has broken out the inflation of quasi-international laws and caused to abuse of political powers in the named of legal exercise. In order to prevent this abuse and strides the product of these quasi-international laws in the right direction: treaty making. The heavy role of TSIL is to make the powerful engine for the acceleration. TSIL to be intended to as “a kind of policy oriented theory”: action theory, must be reformed. I perform a critical analysis in order to demonstrate the means of this reform of TSIL under close scrutiny on the various kind and numbers’ international law for remote sensing (RS) as a new phenomenon in the present.

The examination objects as quasi-international laws in this paper are the UN Resolution produced and U.S. domestic law and policies as PR (the latter is categorized to quasi-international law). The negative character of these objects is that openness to abuse use. I assume this “negative use of PR”. PR as national acts is a kind of social act, and it includes the order directivity. Therefore, all PR must have the orientation in its’ exercising. I assume that the orientation is “positive use of PR”. The aim of this paper is how to make TSIL to switch gear from negative use to positive use.

The leitmotif of this work, in short, is intended to announce our international lawyers with the necessity of reformation of TSIL.